

北海道社会保険労務士会会則

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条～第 6 条)
第 2 章	会 員	(第 7 条～第 1 4 条)
		(第 1 4 条の 2) (R2. 9. 30 削除)
第 3 章	役 員	(第 1 5 条～第 2 0 条の 2)
第 4 章	会 議	
第 1 節	総 則	(第 2 1 条～第 2 2 条)
第 2 節	総 会	(第 2 3 条～第 3 0 条)
第 3 節	理 事 会	(第 3 1 条～第 3 4 条)
第 4 節	常任理事会	(第 3 5 条～第 3 7 条)
第 5 節	正副会長会、支部長会	(R3. 10. 5 改正)
		(第 3 7 条の 2) (H27. 4. 1 追加)
		(第 3 7 条の 3) (R3. 10. 5 追加)
第 5 章	登録の事務	(第 3 8 条～第 3 9 条) (S57. 4. 1 追加)
第 5 章の 2	社会保険労務士法人の届出の義務等	(H15. 4. 1 追加/H28. 1. 1 改正)
		(第 3 9 条の 2～第 3 9 条の 4)
第 6 章	会員の品位保持	(第 4 0 条～第 4 7 条の 2)
第 7 章	研 修	(第 4 8 条～第 4 9 条) (S57. 4. 1 追加)
第 8 章	開業社会保険労務士が受ける報酬	(S57. 4. 1 追加/H14. 11. 27 削除)
		(第 5 0 条) (H14. 11. 27 削除)
第 8 章	資産及び会計	(第 5 1 条～第 5 7 条)
第 9 章	情報の公開	(第 5 7 条の 2) (H19. 10. 1 追加)
第 1 0 章	入会金及び会費	(第 5 8 条～第 6 3 条の 2)
第 1 1 章	常設機関	(第 6 4 条) (H4. 4. 1 追加)
第 1 2 章	事 務 局	(第 6 5 条～第 6 6 条)
第 1 3 章	会則の変更	(第 6 7 条)
第 1 4 章	補 則	(第 6 8 条～第 7 0 条)
附 則		

北海道社会保険労務士会会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、北海道社会保険労務士会と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 本会は、事務所を札幌市に置く。(H5. 4. 1 改正)

(目的)

第 3 条 本会は、社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。(H15. 4. 1 改正)

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の品位を保持するため、会員の指導及び連絡を行うこと (S57. 4. 1 改正)
- (2) 会員の資質の向上を図るため、社会保険労務士の業務に関する研修を行うこと
(S57. 4. 1 改正/H14. 11. 27 改正)
- (3) 社会保険労務士の業務の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと (H14. 11. 27 改正)
- (4) 社会保険労務士制度の普及宣伝を行うこと (S57. 4. 1 改正/H14. 11. 27 改正)
- (5) 社会保険労務士法（以下「法」という。）別表第 1 に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に関する調査研究を行うこと
(S57. 4. 1 改正/H14. 11. 27 改正)
- (6) 全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）が行う社会保険労務士の登録及び社会保険労務士法人の届出に関する事務を行うこと (S57. 4. 1 追加/H14. 11. 27 改正)
- (7) 連合会が行う社会保険労務士試験及び紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務に協力を行うこと (H11. 6. 11 追加/H18. 3. 1 改正)
- (8) 会報の発行を行うこと
- (9) 業務関係図書及び資料の斡旋並びに頒布を行うこと (H11. 6. 11 改正)
- (10) 関係行政機関等に対する協力及び連絡を行うこと (H11. 6. 11 改正/H20. 10. 1 改正)
- (11) 会員の福利厚生に関する施策を行うこと
- (12) 認証個別労働紛争解決手続の業務を行うこと (H19. 10. 1 追加)
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

(支部)

第 5 条 前条の事業を円滑に実施するために本会に支部を置く。

- 2 会員は別に定めるところにより支部に所属するものとする。(H17. 6. 1 追加)
- 3 支部に支部長及びその他の役員を置く。(H4. 4. 1 改正/R4. 9. 6 改正)
- 4 支部長は、支部を代表する。(R4. 9. 6 追加)
- 5 この会則に定めるほか、支部の組織及び運営に関し必要な事項は、支部規程に定める。

(R4. 9. 6 追加)

(通知等)

第 6 条 会員に対する通知、書類の発送は会員が本会に届け出ている連絡先に対して行う。

第 2 章 会 員

(会員)

第 7 条 削除 (S57.4.1 改正/H4.4.1 改正/H6.4.1 改正/H15.4.1 削除)

(会員) (H15.4.1 改正)

第 8 条 この会則で会員とは、法第 14 条の 2 に基づく登録を受けた社会保険労務士で次項各号に該当する者（以下「個人会員」という。）及び法第 25 条の 10 に基づく登記をし、法第 25 条の 13 に基づく届出をした社会保険労務士法人で第 3 項各号に該当するもの（以下「法人会員」という。）とする。(S57.4.1 改正/H6.4.1 改正/H15.4.1 改正/H27.9.17 改正/H29.9.15 改正)

(1) 削除 (H6.4.1 追加/H15.4.1 削除)

(2) 削除 (H6.4.1 追加/H15.4.1 削除)

(3) 削除 (H6.4.1 追加/H15.4.1 削除)

2 個人会員は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(S57.4.1 改正/H6.4.1 削除/H15.4.1 追加/H27.9.17 改正)

(1) 北海道の区域内に事務所を有する社会保険労務士 (H27.9.17 改正/H29.9.15 改正)

(2) 次項各号に規定する社会保険労務士法人の北海道の区域内の事務所に所属する社員である社会保険労務士 (H29.9.15 改正)

(3) 北海道の区域内にある事業所に勤務する者で法第 2 条に定める事務を行う社会保険労務士 (H27.9.17 改正/H29.9.15 改正)

(4) 住所地が北海道の区域内にあり、前各号のいずれにも該当しない社会保険労務士 (H27.9.17 改正)

3 法人会員は、次の各号のいずれかに該当する社会保険労務士法人をいう。

(S57.4.1 削除/H15.4.1 追加/H27.9.17 改正)

(1) 北海道の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士法人 (H27.9.17 改正/H29.9.15 改正)

(2) 北海道の区域内に主たる事務所を有しないが、北海道の区域内に従たる事務所を有する社会保険労務士法人 (H27.9.17 改正/H29.9.15 改正)

(3) 削除 (H27.9.17 追加/H29.9.15 削除)

(入会)

第 9 条 入会は、法第 25 条の 29 第 1 項から第 4 項までに定めるところによる。

(S57.4.1 改正/H6.4.1 改正/H15.4.1 改正)

2 削除 (S57.4.1 改正/H4.4.1 改正/H6.4.1 削除)

(退会)

第 10 条 退会は、法第 25 条の 29 第 5 項から第 7 項までに定めるところによる。

(S57.4.1 改正/H6.4.1 改正/H15.4.1 改正)

2 削除 (S57.4.1 改正/H6.4.1 削除)

3 削除 (S57.4.1 改正/H6.4.1 削除)

(1) 削除 (S57.4.1 改正/H6.4.1 削除)

(2) 削除 (S57.4.1 改正/H6.4.1 削除)

(3) 削除 (S57.4.1 削除)

(4) 削除 (S57.4.1 削除)

4 削除 (S57.4.1 改正/H6.4.1 削除)

(会員原簿)

第11条 本会に、会員原簿を備える。(S57.4.1 改正)

2 会員原簿は、個人会員に係る社会保険労務士名簿及び法人会員に係る社会保険労務士法人名簿の副本をもってこれに充てる。(S57.4.1 改正/H15.4.1 改正)

(会員原簿記載事項の異動)

第12条 会員は、会員原簿の記載事項（個人会員にあつては登録事項、法人会員にあつては記載事項を除く。）について異動があつたときは、異動届を本会に提出しなければならない。

(S57.4.1 改正/H15.4.1 改正)

(会員原簿の整理)

第13条 本会は、異動届の提出があつたとき、登録の取消し若しくは登録の抹消があつたとき、法第25条各号の懲戒処分があつたとき、第47条の処分があつたとき又は連合会から社会保険労務士登録事項の変更の通知があつたときには、直ちに会員原簿を整理しなければならない。

(S57.4.1 改正/H6.4.1 改正)

(会員証の交付、返還、再交付)

第14条 本会は会員に次の各号に掲げる区分に応じ、会員証を交付する。

(S57.4.1 改正/H6.4.1 改正/H15.4.1 改正)

(1) 個人会員 (H15.4.1 追加)

(2) 法人会員 (H15.4.1 追加)

2 個人会員は、法第25条第2号若しくは第3号の懲戒処分を受けたとき又は法第25条の29第2項若しくは第6項の規定により退会することとなつたときは、会員証を本会に返還しなければならない。(S57.4.1 改正/H6.4.1 改正/H15.4.1 改正)

3 法人会員は、法第25条の29第5項又は第7項の規定により退会することとなつたときは、会員証を本会に返還しなければならない。(S57.4.1 追加/H6.4.1 改正/H15.4.1 追加)

4 本会は、法第25条第2号の懲戒処分を受けた会員が業務を行うことができることとなつたとき又は会員証を亡失し若しくは損壊したときは、その者の申請により会員証を再交付する。

(H4.4.1 改正/H15.4.1 改正)

(個人会員証の有効期限) (R2.9.30 改正)

第14条の2 削除 (H28.9.8 追加/R2.9.30 削除)

第 3 章 役 員

(役員)

第15条 本会の役員は、理事27人以内、監事2人以内とする。(R4.9.6 改正)

(1) 削除 (R4.9.6 削除)

(2) 削除 (H1.4.1 改正/H11.6.11 改正/R4.9.6 削除)

(3) 削除 (H13.6.7 追加/R4.9.6 削除)

- (4) 削除 (H1. 4. 1 改正/R4. 9. 6 削除)
- (5) 削除 (H1. 4. 1 改正/H13. 6. 7 改正/R4. 9. 6 削除)
- (6) 削除 (R4. 9. 6 削除)

2 役員は、総会において個人会員のうちから選任する。ただし、理事については必要と認めるときは学識経験者のうちから選任することができる。(R4. 9. 6 追加)

(会長等の選任) (R4. 9. 6 改正)

第16条 本会に、会長1人、副会長3人以内、専務理事1人、常任理事9人以内を置く。

(H13. 6. 7 改正/H15. 4. 1 改正/H28. 10. 19 改正/R4. 9. 6 改正)

- 2 削除 (H15. 4. 1 追加/R3. 10. 5 削除)
- 3 会長及び常任理事は、理事会において理事の互選により選任し、副会長及び専務理事は理事のうちから会長が指名する。(H28. 9. 8 改正/R4. 9. 6 改正)
- 4 専務理事を除く役員に欠員が生じたときは、欠員後の直近の総会において補充することができる。(H13. 6. 7 追加/H15. 4. 1 改正/H28. 9. 8 改正/R4. 9. 6 改正)
- 5 専務理事に欠員が生じたときは、会長は理事会の議決を経て選任することができる。

(H28. 9. 8 改正/R4. 9. 6 改正)

6 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。(R4. 9. 6 改正)

(役員職務)

第17条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会務を行うほか、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長の命を受けて、常務を執行する。(H13. 6. 7 追加/H17. 6. 1 改正)
- 4 理事は、理事会の構成員となり、会長を補佐して会務を執行する。
- 5 常任理事は、常任理事会の構成員となり、会長を補佐して会務を執行する。
- 6 監事は、会務の執行及び会計を監査し、総会に報告するほか、理事会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。(H28. 9. 8 改正)

(役員任期)

第18条 役員任期は、就任後第2回目の通常総会の終了の時までとする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(役員解任及び退任)

第19条 役員に、役員として相応しくない行為があったときは、総会において、これを解任することができる。この場合において、当該役員に対し総会において弁明の機会を与えなければならない。(H28. 9. 8 改正)

- 2 役員(学識経験者を除く。)は、会員の資格を喪失したときは退任する。(H28. 9. 8 改正)

(役員報酬)

第20条 役員に報酬を支給しない。ただし、専務理事については、報酬を支給する。(H13. 6. 7 改正)

(退職功労金)

第20条の2 専務理事が退任した場合には、退職功労金を支給することができる。(H23. 10. 4 追加)

第 4 章 会 議

第 1 節 総 則

(会議の種類)

第 2 1 条 本会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

2 会議の運営に関し必要な事項は会議運営規程に定める。(H4.4.1 追加)

(議事録)

第 2 2 条 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載し、議長及び出席構成員 2 人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に付された議案
- (3) 議事の要旨
- (4) 表決の結果
- (5) その他議長が必要と認めた事項

第 2 節 総 会

(総会の種類)

第 2 3 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 2 4 条 総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員は、支部毎に毎年 4 月 1 日現在における個人会員数に応じて代議員選出基準規程に定めるところにより選出する。(H4.4.1 改正/H15.4.1 改正)

3 法人会員は代議員になることができない。(R3.10.5 追加)

(総会の開催)

第 2 5 条 通常総会は、毎年事業年度の終了後 3 か月以内に開催する。(H4.4.1 改正)

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会の決議があったとき
- (2) 監事の過半数の請求があったとき (H4.4.1 改正)
- (3) 会員総数の 3 分の 1 以上から招集を必要とする理由及び議案を付して、総会招集の請求があったとき

(総会の招集)

第 2 6 条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、代議員に対して会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載して、開催する日の 1 4 日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 前条第 2 項各号に掲げる決議又は請求があったときは、会長は、その決議又は請求のあった日から 1 か月以内に総会を招集しなければならない。

4 第 2 項及び前項の招集において、緊急かつやむを得ない事由があるとき、会長は理事会の議を経て、代議員に書面又は電磁的方法による議決権行使が可能であることの通知をすることができる。(R3.10.5 追加)

(総会の議決権)

第27条 総会における議決権は、代議員1人につき1票とする。(H15.4.1 改正)

2 削除 (H15.4.1 追加/R3.10.5 削除)

3 削除 (H15.4.1 改正/H28.9.8 削除)

4 削除 (H15.4.1 改正/H28.9.8 削除)

5 削除 (H15.4.1 改正/H28.9.8 削除)

6 前条第4項による通知があったときは、代議員は書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。この場合において、当該書面又は電磁的記録に賛否の表明のないものは、無効とする。(R3.10.5 追加)

(総会の議長及び副議長)

第28条 総会の議長及び副議長は、出席した代議員のうちから選任する。(H15.4.1 改正)

(議決の方法)

第29条 総会は、代議員の2分の1以上が出席しなければ会議を開催することができない。

2 総会の議決は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第27条第6項により書面又は電磁的記録を提出した者は、前2項の適用については、総会に出席したものとみなす。(R3.10.5 追加)

(総会の議決及び承認事項)

第30条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 事業報告及び事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の変更に関する事項

(4) 理事及び監事の選任及び解任に関する事項

(5) 重要な財産の取得及び処分に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事会において総会に付議する必要があると認めた事項

第3節 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、会長、副会長、専務理事、常任理事及びその他の理事をもって構成する。

(S57.4.1 改正/H13.6.7 改正)

(理事会の招集等)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の招集は、開催日の7日前までに、理事に対してその会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。(H15.4.1 改正)

3 理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。(H15.4.1 改正)

4 理事会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(R3.10.5 改正)

(理事会の書面による議決)

第33条 会長は、前条第2項ただし書きによる場合、書面又は電磁的方法により賛否を求めることができる。(R3.10.5 改正)

2 前項の場合、書面又は電磁的記録を提出した者は、前条第4項及び第5項の適用については、理事会に出席したものとみなす。(R3.10.5 改正/R4.9.6 改正)

3 会長は、本条による議決の結果を、遅滞なく理事会構成員に通知しなければならない。

(H15.4.1 改正/R4.9.6 改正)

(理事会の議決事項)

第34条 理事会は、この会則に別段の定めのある事項のほか、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関すること

(3) 会則の規定による理事会の付議事項

(4) 会則の施行に必要な規程の制定改廃に関すること (H4.4.1 追加)

(5) 本会の運営に必要な部会及び委員会等の設置に関すること (H4.4.1 追加)

(6) 各部会、各委員会及び支部から会長に稟議又は上申された事項に関すること (H4.4.1 追加)

(7) その他総会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関すること

第4節 常任理事会

(常任理事会の構成)

第35条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。(H13.6.7 改正)

(常任理事会の招集等)

第36条 第32条及び第33条の規定は、常任理事会に準用する。(R4.9.6 改正)

(常任理事会の議決事項)

第37条 常任理事会は、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) 緊急を要する事項及び理事会から委任を受けた事項 (H4.4.1 改正)

(3) 会費の減免に関すること (H4.4.1 改正)

(4) 褒彰、弔慰の審査及び決定 (H4.4.1 改正)

(5) 事務局職員の任免及び賃金等の決定 (H4.4.1 追加)

(6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

第5節 正副会長会、支部長会 (H27.4.1 追加/R3.10.5 改正)

(正副会長会) (R3.10.5 改正)

第37条の2 会長は、必要があると認めるときは、正副会長会を開催することができる。

(H27.4.1 追加/R3.10.5 改正)

2 正副会長会は、会長、副会長、専務理事をもって構成する。ただし、必要に応じてその他の役員又は委員等の出席を求め、意見を聴くことができる。(R3.10.5 追加/R4.9.6 改正)

3 正副会長会は、次に掲げる事項を協議する。(R3.10.5 追加)

(1) 緊急を要する事項 (R3.10.5 追加)

- (2) 会務の執行上必要な総合調整に関する事項 (R3.10.5 追加)
- (3) その他会務の執行上会長が必要と認めた事項 (R3.10.5 追加)
- (支部長会) (R3.10.5 追加)

第37条の3 会長は、必要があると認めるときは、本会与支部の連絡及び情報・意見交換を目的として支部長会を開催することができる。(R3.10.5 追加)

第 5 章 登録の事務 (S57.4.1 追加)

(登録に関する事務)

第38条 本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び登録事務取扱規程に基づき社会保険労務士の登録に関する事務の一部を行う。(S57.4.1 追加/H15.4.1 改正)

(登録申請書の事務処理)

第39条 本会は、社会保険労務士の登録に関する書類の提出があったときは、連合会の定めるところにより迅速且つ的確に事務処理を行うものとする。(S57.4.1 追加)

第 5 章 の 2 社会保険労務士法人の届出の事務等

(H15.4.1 追加/H28.1.1 改正)

(届出に関する事務)

第39条の2 本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び届出事務取扱規程に基づき社会保険労務士法人の届出に関する事務の一部を行う。(H15.4.1 追加)

(届出書等の事務処理)

第39条の3 本会は、社会保険労務士法人の届出に関する書類の提出があったときは、連合会の会則及び届出事務取扱規程の定めるところにより迅速かつ的確に事務処理を行うものとする。

(H15.4.1 追加)

(社会保険労務士法人の解散に伴う清算人の選任請求)

第39条の4 本会は、北海道の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士法人が法第25条の2第1項第6号又は第7号に規定する事由により解散した場合において、必要があるときは、裁判所に清算人の選任の請求をするものとする。(H28.1.1 追加)

第 6 章 会員の品位保持

(会則等の遵守)

第40条 会員は、法及び法に基づく命令並びに労働社会保険諸法令、本会及び連合会の会則を遵守しなければならない。(S57.4.1 改正)

(適正な労使関係を損なう行為の禁止)

第40条の2 会員は、適正な労使関係を損なう行為をしてはならない。(H18.3.1 追加)

(報酬等の明示)

第40条の3 会員は、事案の依頼を勧誘する場合においては、勧誘に先立って、相手方に対し、氏名、事案の依頼を勧誘する目的である旨及び業務の内容を明らかにしなければならない。

(H21.9.8 追加)

2 会員は、事案の受任に際して、依頼人に対し、業務の内容、報酬等を書面の交付等により明示し、かつ、十分に説明しなければならない。(H21.9.8 追加)

- 3 会員は、依頼人から業務の提供に先立って報酬等の全部又は一部を受領することとする場合においては、依頼を受け、かつ、報酬等の全部又は一部を受領した際に、依頼人に対し、当該依頼を受任する旨又は受任しない旨を書面の交付等により明示しなければならない。(H21.9.8 追加)

(不当勧誘等の禁止)

第40条の4 会員は、業務の内容、報酬等、相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項につき、不実なことを告げ、又は故意に事実を告げずに勧誘を行うなど、不当な方法により、事案の依頼を勧誘してはならない。(H21.9.8 追加)

- 2 会員は、事案を依頼しない旨の意思を表示した者に対し、事案の依頼を勧誘してはならない。
(H21.9.8 追加)

- 3 会員は誇大若しくは虚偽の事項により相手方を欺くおそれがある方法で、広告又は宣伝を行ってはならない。(H21.9.8 追加)

- 4 会員は、相手方の承諾を得ずに電子メールにより広告を送信してはならない。(H21.9.8 追加)

- 5 会員は、依頼人を威迫して困惑させるなど、不当な方法により、事案の依頼の撤回又は解除を妨げてはならない。(H21.9.8 追加)

(品位保持等の指導)

第40条の5 本会は、会員が前2条の規定に違反する行為その他社会保険労務士又は社会保険労務士法人としての信用又は品位を害するような行為をしないよう指導するものとする。

(H18.3.1 追加/H21.9.8 改正)

- 2 本会は、会員がその業務を行うにあたり、事業における適正な労使関係が損なわれないよう指導するものとする。(H18.3.1 追加)

(信用失墜行為の禁止)

第41条 会員は、社会保険労務士業務の適正な運営に努め、社会保険労務士又は社会保険労務士法人の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。(H4.4.1 改正/H15.4.1 改正)

(信頼関係の保持)

第42条 会員は、事業主等との間における信用関係を保持するため、委託契約を忠実に守り紛議を生じないように努めなければならない。

- 2 会員は、社会保険労務士又は社会保険労務士法人の相互間における信義に反する行為をしてはならない。(H15.4.1 改正)

(非社会保険労務士との提携の禁止)

第43条 会員は、いかなる方法によっても、社会保険労務士又は社会保険労務士法人としての自己の名義を他の者に利用させてはならない。(H15.4.1 改正)

(品位の保持)

第44条 会員は、業務上必要な研究及び実務の研鑽に努力するとともに、人格の向上をはかり、社会保険労務士としての信用及び品位を保持しなければならない。(H11.6.11 追加)

(会員に対する指導) (S57.4.1 改正)

第44条の2 本会は、社会保険労務士の業務の適正な運営を図るため必要があるときは、会員から報告を徴し又は会員に質問し、必要な指示若しくは指導を行うことができる。(H11.6.11 改正)

(注意勧告)

- 第44条の3** 本会は、会員が、法、法に基づく命令若しくは労働社会保険諸法令又は会則若しくは連合会会則に違反するおそれがあると認めるときは、理事会の議を経て、当該会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。(H11.6.11 追加)
- 2 前項の規定により注意又は勧告を受けた会員は、その注意又は勧告について異議があるときは、当該注意又は勧告を受けた日の翌日から30日以内に理由を付した書面をもって、本会に対して異議を申し立てることができる。(H11.6.11 追加)
- 3 本会は、前項の異議申し立てがあったときは、理事会の議を経て必要な措置を講ずるものとする。(H11.6.11 追加)
- 4 第1項の注意又は勧告を行ったときは、その旨を北海道厚生局長及び北海道労働局長に報告するものとする。(H15.4.1 追加/H22.1.1 改正)

(退会勧告)

- 第44条の4** 本会は、会員が法、法に基づく命令若しくは労働社会保険諸法令又は会則若しくは連合会会則に明らかに違反したと認めるときは、理事会の議を経て、当該会員に対して退会の勧告をすることができる。(H28.9.8 追加)
- 2 前項の規定により退会の勧告を受けた会員は、その勧告について異議があるときは、当該勧告を受けた日の翌日から30日以内に理由を付した書面をもって、本会に対して異議を申し立てることができる。(H28.9.8 追加)
- 3 本会は、前項の異議申し立てがあったときは、理事会の議を経て必要な措置を講ずるものとする。(H28.9.8 追加)
- 4 第1項の勧告を行ったときは、本会会報及びインターネット上の本会ホームページで公開するほか、北海道厚生局長及び北海道労働局長に報告するものとする。
(H28.9.8 追加/R2.9.30 改正/R4.9.6 改正)
- 5 第1項の勧告は、第47条第1項第2号に規定する会員権の停止処分を受けた者に対して、当該処分と併せて行うことができる。(H28.9.8 追加)

(会費滞納会員への退会勧告)

- 第44条の5** 本会は、会員が会費を滞納したときは、当該会員に対し前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、別に定める会費の徴収及び滞納者の処分等に関する取扱規程により退会の勧告をすることができる。(R1.9.3 追加/R4.9.6 改正)

(会員の処分)

- 第45条** 本会は、会員が第40条の規定に違反したときは、当該会員に対し、第47条の処分を行うことができる。(S57.4.1 改正/H19.10.1 改正/R1.9.3 改正)
- 2 本会が、前項の処分を行おうとするときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問し、その答申を得た後、理事会の議を経なければならない。この場合、当該処分の対象となる会員に対して理事会において弁明の機会を与えなければならない。(S57.4.1 改正/H4.4.1 改正/R1.9.3 改正)
- 3 本会は、あらかじめ相当の期間において、予定される処分内容及びその理由並びに弁明の期日その他必要な事項を、当該会員に対し書面により通知しなければならない。当該会員が指定された弁明の期日に弁明しないときは、本会は処分することができる。

(H4.4.1 追加/R1.9.3 改正/R4.9.6 改正)

(会費滞納会員への処分)

第45条の2 本会は、会員が会費を滞納したときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別に定める会費の徴収及び滞納者の処分等に関する取扱い規程に基づき処分することができる。

(R1.9.3 追加)

(綱紀委員会)

第46条 本会に綱紀委員会を置く。

2 綱紀委員会の委員は10人以内とし、会長が理事会の議を経て委嘱する。ただし、委員は本会の役員を兼ねることができない。(H4.4.1 改正)

3 綱紀委員会の運営に関し必要な事項は、綱紀委員会規程に定める。(H4.4.1 改正)

(苦情処理相談窓口の設置)

第46条の2 本会に依頼人等の苦情、相談に対応するため、苦情処理相談窓口を設置する。

(H18.3.1 追加)

2 苦情処理相談窓口の運営等に関する必要な事項は、苦情処理相談窓口設置規程に定める。

(H18.3.1 追加)

(処分の種類)

第47条 会員に対する処分は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 会員権の停止 (H15.4.1 改正)

(3) 削除 (S57.4.1 削除)

2 前項第2号の会員権は、次のとおりとする。(H6.4.1 追加)

(1) 本会並びに連合会からの文書その他の資料を受ける権利

(2) 本会並びに連合会の会議及び諸事業（研修を除く。）に参加する権利

(3) 本会の役員になる権利並びに役員を選ぶ権利

(4) 本会並びに連合会共済会が行う福利厚生 of 諸制度を利用する権利

(5) 本会の施設を利用する権利 (H15.4.1 追加)

(6) 削除 (H16.4.1 追加/H24.10.1 削除)

3 会長は、第1項の処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を、その理由を付記した書面により当該会員に通知しなければならない。又、会報及び本会ホームページに掲載してこれを公示するほか、北海道厚生局長及び北海道労働局長にその旨を報告するものとする。

(H6.4.1 追加/H12.6.7 改正/H22.1.1 改正/R2.9.30 改正)

4 会長は、第1項に規定する処分を受けた者に対し、定期的に業務に関する報告を求める。

(H6.4.1 追加)

5 第1項の処分を行ったときは、本会会報及びインターネット上の本会ホームページで公開するほか、北海道厚生局長及び北海道労働局長にその旨を報告するものとする。(R4.9.6 追加)

(他の社会保険労務士会から処分を受けた者である会員に対する会員権特別停止措置)

第47条の2 本会は、他の社会保険労務士会から会員権の停止の処分（以下「他会会員権停止処分」という。）を受けた者で、他会会員権停止処分が満了する日（当該会員が既に当該社会保険労務士会を退会している場合は、当該退会をしていなければ当該他会会員権停止処分が満了する予定であった日をいい、以下「処分満了日」という。）を経過しておらず、又は処分満了日が定められていないものである会員に対し、期限を定めて、前条第2項に規定する会員権を停止する措置（以下「会員権特別停止措置」という。）を行うことができる。ただし、処分満了日が定められている会員に対する会員権特別停止措置の期限は、処分満了日を超えてはならない。

(H29.9.15 追加/R2.9.30 改正)

- 2 本会は、会員権特別停止措置を行うか否か及びその期限を決定するに当たっては、他会会員権停止処分の原因及び処分理由、本会の会員権の停止の処分の基準その他の事情を勘案するものとし、会員権特別停止措置を行うときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問して、その答申を得た後、理事会の議を経なければならない。(H29.9.15 追加/R2.9.30 改正)
- 3 本会は、会員に対して会員権特別停止措置を行うことを決定したときは、直ちに、当該会員に対して、第1項の規定に基づき定めた期限まで会員権特別停止措置を行う旨通知するものとする。
(H29.9.15 追加/R2.9.30 改正)
- 4 前条第3項及び第4項の規定は、会員権特別停止措置を行う場合の取扱いについて準用する。
(H29.9.15 追加/R2.9.30 改正)

第 7 章 研 修 (S57.4.1 追加)

(研修)

第 4 8 条 本会は、個人会員の資質の向上を図るため、必要な研修を実施するものとする。
(S57.4.1 追加/H19.10.1 改正)

- 2 本会は、毎年1回倫理研修を実施する。(H19.10.1 追加)
- 3 研修の実施に関し必要な事項は理事会の議を経てこれを定める。(S57.4.1 追加/H4.4.1 改正)

(受講)

- 第 4 9 条** 個人会員は、前条第1項に規定する研修のほか連合会及び地域協議会が行う研修についても受講するよう努めなければならない。(S57.4.1 追加/H4.4.1 改正/H19.10.1 改正)
- 2 個人会員は、前条第2項に規定する倫理研修を受講しなければならない。(H19.10.1 追加)

第 8 章 開業社会保険労務士の受ける報酬

(S57.4.1 追加/H14.11.27 削除)

(開業社会保険労務士の受ける報酬)

- 第 5 0 条** 削除 (S57.4.1 追加/H13.6.7 改正/H14.11.27 削除)
- 2 削除 (S57.4.1 追加/H14.11.27 削除)
 - 3 削除 (S57.4.1 追加/H12.6.7 改正/H14.11.27 削除)

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度及び会計年度)

第 5 1 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁) (S57.4.1 改正)

第 5 2 条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金、事業に伴う収入、資産から生ずる収入、交付金その他の収入をもって支弁する。(S57.4.1 改正)

(資産の管理及び会計処理) (H4.4.1 改正)

第 5 3 条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決による。

- 2 この会則に定めるもののほか、資産及び会計に関し必要な事項は、経理規程に定める。

(H4.4.1 追加)

(事業計画及び予算)

第 5 4 条 会長は、毎年、事業計画案及び予算案を作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第55条 会長は、毎事業年度終了後、財産目録、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書及び附属明細書並びに事業報告書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。(H15.4.1 改正)

(予算決定前の支出)

第56条 会長は、予算が成立するまでの間、通常の会務を執行するために必要な経費の金額に限り支出することができる。

(特別会計)

第57条 会長は、総会の承認を得て、特別の支出を目的とする特別会計を設けることができる。

2 会長は、特別会計の決算又は事業年度末の現況について、総会の承認を経なければならない。

第9章 情報の公開 (H19.10.1 追加)

(情報の公開)

第57条の2 本会は、この会則に別段の定めのある事項のほか、事業、財務及び法に基づく懲戒処分等の情報を本会会報及びインターネット上の本会ホームページ、又はそのいずれかで公開するものとする。(H19.10.1 追加/R2.9.30 改正/R3.10.5 改正/R4.9.6 改正)

2 情報の公開に関し必要な事項は、情報公開規程に定める。(H19.10.1 追加)

第10章 入会金及び会費

(入会金及び入会金の特例) (H5.8.1 改正)

第58条 会員は、入会するとき別表に定める入会金を納入しなければならない。(S57.4.1 改正)

2 事務所又は勤務する事業所若しくは住所の移転により、他の都府県社会保険労務士会から本会に入会する者の入会金については、本会の入会金から当該都府県社会保険労務士会の入会金を引いた額が5,000円以上のときは、別表に定める金額にかかわらずその額を入会金とし、その額が5,000円未満のときは5,000円とする。(H5.8.1 追加/H19.10.1 改正/R4.9.6 改正)

(会費の納入)

第59条 毎年4月1日に会員である者は、会費として一事業年度につき、別表に定める年額を納入しなければならない。(S57.4.1 改正/H30.9.26 改正/R1.9.3 改正)

2 会費の納入方法、納入期限その他徴収に関する手続については、別に定める会費の徴収及び滞納者の処分等に関する取扱い規程による。(R1.9.3 改正)

3 第1項の規定により、会費を納入した個人会員又は法人会員が年度の途中において登録事項に変更があった場合で、会費の額が変更になるときは、変更のあった月から新たに別表に定める会費を納入しなければならない。この場合、本会は、個人会員又は法人会員が前項の規定により既に会費を納入しており、登録事項の変更前後において会費に差額が生じるときは、その差額を徴収又は還付するものとする。(H15.4.1 追加/H27.9.17 改正)

(年度途中の入会者の会費の特例) (H28.9.8 改正/H30.9.26 改正)

第60条 年度の途中において入会した会員は、入会した日の属する年度の会費については、別表に定める月額会費の額に入会した日の属する月からその年度末までの月数を乗じた額を納入するものとする。(S57.4.1 改正/H4.4.1 改正/H13.6.7 改正/H28.9.8 改正/H30.9.26 改正)

2 削除 (H28.9.8 追加/H30.9.26 削除)

(会費の督促)

第60条の2 会員が、会費を納入期限までに納入しない場合、本会は別に定める会費の徴収及び滞納者の処分等に関する取扱い規程に従い、当該未納会費の督促を行う。(R1.9.3 追加)

(会費未納者が退会する場合の取り扱い)

第60条の3 会員の退会に際し、当該年度分の会費を全額納入していない場合は、退会月に関係なく当該年度1年分の会費(一部のみ納入している場合は、その差額)を直ちに納入しなければならない。(H30.9.26 追加/R1.9.3 改正)

2 前項の規定は、過年度分の会費を納入していない会員についても準用する。(H30.9.26 追加)

(会費の延納、減免)(R4.9.6 改正)

第61条 個人会員が長期にわたる療養のため社会保険労務士業務を行うことができないとき、その他特別の事情により会費を納入することができないときは、会費の延納、減額又は免除の申出をすることができる。(S57.4.1 追加/H13.6.7 改正/H15.4.1 改正/H28.9.8 改正/R4.9.6 改正)

2 法人会員が天災その他特別の事情により会費を納入することができないときは、会費の延納、減額又は免除の申出をすることができる。(H28.1.1 追加/R4.9.6 改正)

3 第1項又は前項の申出があったとき、本会は常任理事会の議決を経て、会費の延納、減額又は免除をすることができる。ただし、いずれの場合も当該会員から申し出のあった日の属する年度以降の会費に限るものとする。(H28.1.1 追加/R4.9.6 改正)

4 解散した社会保険労務士法人が法第25条の22の2の規定により継続したときは、当該解散日の属する月の翌月から当該継続の日の属する月の前月までの間、当該法人会員に係る会費は免除する。(R4.9.6 追加)

(特別会費の負担)

第62条 会員は、特別の支出に充てるため、特別会費を負担する。その目的、金額等については、総会においてこれを定める。

(入会金等の不返還)(H28.9.8 改正)

第63条 退会した会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

(S57.4.1 改正/H6.4.1 改正/H13.6.7 削除/H28.9.8 追加/H30.9.26 改正)

2 前項の規定にかかわらず、登録事項の変更により他の社会保険労務士会の会員となった場合の会費については、この限りでない。(H6.4.1 追加/H13.6.7 削除/H30.9.26 追加)

(2以上の事務所を有する法人会員の会費等)

第63条の2 第8条第3項に規定する法人会員が北海道の区域内に2以上の事務所を有する場合は、それぞれの事務所を一の法人会員とみなして、この章の規定を適用する。この場合において、当該事務所(その事務所の設立又は移転により当該法人が法第25条の29の規定に基づき本会の会員になったものを除く。)の設立又は移転(他の都府県会の区域からの移転に限る。)の登記をしたときに、当該事務所は本会に入会したものとする。(H27.9.17 改正)

第11章 常設機関 (H4.4.1 追加)

(常設機関)

第64条 本会は、第4条の事業を実施するため、常設機関として必要な部を置く。

(H4.4.1 追加/R3.10.5 改正)

- 2 本会は、第4条の事業を実施するために必要があると認めるときは、理事会の議を経て、専門委員会又は諮問委員会を置くことができる。(H4.4.1 追加/R3.10.5 改正)
- 3 第1項の部並びに前項の専門委員会及び諮問委員会の運営に必要な事項は、常設機関等運営規程に定める。(R3.10.5 追加)

第12章 事務局

(事務局)

第65条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、本会の会務に関する所定の事務を行う。
- 3 事務局の職制、その他事務局に関し必要な事項は、事務局規程に定める。(H4.4.1 改正)

(事務局長)

第66条 本会に、事務局長1人を置く。(H4.4.1 削除/H28.9.8 追加)

- 2 事務局長は、必要に応じ専務理事をもって充てることができる。(H4.4.1 削除/H28.9.8 追加)
- 3 事務局長の任免は、理事会の同意を得て、会長が行う。(H4.4.1 削除/H28.9.8 追加)

第13章 会則の変更

(会則の変更)

- 第67条** この会則は、総会の議決を得たうえ、北海道労働局長の認可を受けなければ変更することができない。(H12.6.7 改正/H13.6.7 改正)
- 2 会則の変更については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第14章 補 則

(名誉会長及び顧問)

第68条 会長は、社会保険労務士制度の改善進歩を図るため、社会保険労務士制度に関し、学識経験を有する者のうちから、理事会の議を経て、名誉会長及び顧問を委嘱することができる。

(S57.4.1 改正)

- 2 名誉会長及び顧問は、本会の必要事項について、会長に意見を述べることができる。

(S57.4.1 改正)

- 3 会長は必要に応じ、名誉会長または顧問に意見を聴くことができる。(H17.6.1 追加)

(費用の弁償)

第69条 会務の執行に要する費用の弁償については、旅費規程に定める。(H4.4.1 改正)

(規程の制定等) (H4.4.1 改正/H15.4.1 改正/H23.3.25 改正)

第70条 本会は、この会則の施行について必要な事項は、規程で定めることができる。

(H4.4.1 改正/H15.4.1 改正/H23.3.25 改正)

- 2 規程の制定及び改廃は、理事会の議を経て、会長が定める。

(H4.4.1 改正/H15.4.1 改正/H23.3.25 改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、北海道知事及び北海道労働基準局長の設立認可の日（S 5 3.1 1.2 4）から施行する。（S 5 3.1 1.2 4 認可）
- 2 この改正会則は、昭和55年4月1日から適用する。

(選任等の特例)

- 3 本会の設立当初の役員は、第16条及び第18条の規定にかかわらず設立総会で選任し、その任期は、次の通常総会終了時までとする。

(事業年度の特例)

- 4 本会の設立初年度の事業及び会計年度は、第51条の規定にかかわらず設立の日から昭和54年3月31日までとする。

(入会金の特例)

- 5 本会の設立趣旨に賛同し、設立総会当日までに入会の申込みのあった者は、第58条の規定にかかわらず入会金を免除するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正会則は、平成元年4月1日から適用する。ただし、平成元年度総会において、新役員の決定までの間は、従前の役員が職務を執行する。（H 1.4.1 1 認可）

附 則

- 1 この改正会則は、平成4年4月1日から適用する。（H 4.1 0.2 6 認可）

附 則

(施行期日)

- 1 会則第58条第2項の規定は、平成5年8月1日から適用する。（H 5.8.2 3 認可）
- 2 附則第3項及び附則第4項の規定は、平成5年6月14日から適用する。

(入会金の特例)

- 3 社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成5年6月14日法律第61号）の公布において社会保険労務士となる資格を有する者及び昭和57年度から平成5年度までの社会保険労務士試験の合格者が勤務社会保険労務士として本会に入会する場合の入会金については、別表に定める額にかかわらず10,000円とする。
- 4 前項に係る入会金の特例の取扱期間は、平成9年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成6年4月1日から施行する。(H6.8.25認可)
- 2 社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成5年6月14日法律第61号、以下「平成5年改正法」という。)附則第3条第1項に該当する者は、第8条の規定にかかわらず本会の会員となることができる。
- 3 第9条の規定にかかわらず、平成5年改正法附則第3条第1項及び第4条第1項の規定により入会届を提出して会員となる者は、当該入会届(様式第1号)を提出したときから会員となる。
- 4 平成5年改正法附則第3条第2項の規定により本会に入会した者については、第13条及び第14条第2項、第63条第2項の規定を準用する。

附 則

- 1 この会則改正は、平成11年6月11日から適用する。(H11.8.23認可)

附 則

- 1 この会則改正は、平成12年6月7日から適用する。(H12.8.9認可)

附 則

- 1 この会則改正は、平成13年6月7日から適用する。(H13.7.31認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び第8章の改正規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年11月27日法律第116号)の公布の日から施行する。(H15.3.18認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成16年4月1日から施行する。(H16.8.20認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成17年6月1日から施行する。(第5条、第17条、第68条)ただし、第4条、第40条、第40条の2、第40条の3、第41条、第42条、第46条の2の改正規定は、社会保険労務士法一部改正法施行日(平成18年3月1日)とする。(H17.7.27認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、北海道労働局長の認可を受けた日（平成19年10月1日）から施行する。
(H19.10.1認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成20年10月1日から施行する。(第4条)ただし、第40条の3、第40条の4及び第40条の5の改正規定は、北海道労働局長の認可を受けた日（平成21年9月8日）から施行する。(H21.9.8認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成22年1月1日から施行する。(H22.8.25認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成23年3月25日から施行する。(第70条)ただし、第20条の2の改正規定は、北海道労働局長の認可を受けた日（平成23年10月4日）から施行する。
(H23.10.4認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成24年10月1日から施行する。(H24.8.29認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成25年4月1日から施行する。(H25.8.27認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成27年4月1日から施行する。(第37条の2)ただし、第39条の4の追加及び第61条の改正規定は社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成26年11月21日法律第116号）の施行日（平成28年1月1日）から施行する。第8条、第59条、別表の改正及び第63条の2の追加規定は、北海道労働局長の認可を受けた日から施行する。
(H27.9.17認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、北海道労働局長の認可を受けた日（平成28年9月8日）から施行する。
(H28.9.8認可)
(ただし、第16条第1項については、平成28年10月19日認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、北海道労働局長の認可を受けた日（平成29年9月15日）から施行する。
(H29.9.15認可) ただし、第47条の2の改正規定は平成29年10月1日から施行し、同日以後に他の社会保険労務士会から会員権の停止の処分を受けた者である会員について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、北海道労働局長の認可を受けた日（平成30年9月26日）から施行する。
(H30.9.26認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。(R1.9.3認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、北海道労働局長の認可を受けた日（令和2年9月30日）から施行する。
(R2.9.30認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、北海道労働局長の認可を受けた日（令和3年10月5日）から施行する。
(R3.10.5認可)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、北海道労働局長の認可を受けた日（令和4年9月6日）から施行する。
(R4.9.6認可)

別表 1 (第 50 条関係) 削除 (S57. 4. 1 追加/H1. 4. 1 削除)

別表 (第 58 条、第 59 条、第 60 条関係) 第 63 条の 2 関係 (S57. 4. 1 改正/H4. 4. 1 改正/H27. 9. 17 改正)

- 1 入会金及び会費 (S55. 4. 1 改正/S57. 4. 1 改正/H4. 4. 1 改正/H15. 4. 1 改正/H25. 4. 1 改正/H27. 9. 17 改正)
(個人会員)

区 分	入 会 金	会 費		備 考
		年 額	月 額	
開業社会保険労務士 社会保険労務士法人の社員	80,000円	80,000円	6,667円	
上記以外の社会保険労務士	80,000円	48,000円	4,000円	

(法人会員)

区 分	入 会 金	会 費		備 考
		年 額	月 額	
社会保険労務士法人	50,000円	80,000円	6,667円	

- 2 開業社会保険労務士でない者が開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員となった場合は、会費の差額を納入する。(S55. 4. 1 改正/S57. 4. 1 改正/H15. 4. 1 改正)
- 3 削除 (H25. 4. 1 追加/H27. 9. 17 削除)